ハ　直交集成板の圧縮材（以下ハ及び第二第十八号ハにおいて単に「圧縮材」という。）の許容応力度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によって計算した数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

有効細長比	長期に生ずる力に対する座屈の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する座屈の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
(一)　$\lambda \leqq 30$の場合	$\frac{1.1}{3}Fc$	$\frac{2}{3}Fc$
(二)　$30 < \lambda \leqq 100$の場合	$\frac{1.1}{3}(1.3-0.01\lambda)Fc$	$\frac{2}{3}(1.3-0.01\lambda)Fc$
(三)　$100 < \lambda$の場合	$\frac{1.1}{3}\cdot\frac{3{,}000}{\lambda^2}Fc$	$\frac{2}{3}\cdot\frac{3{,}000}{\lambda^2}Fc$

この表において、λ及びFcは、それぞれ次の数値を表すものとする。

λ　次の式によって計算した有効細長比

$$\lambda = l\sqrt{\frac{A}{I}}$$

この式において、l、A及びIは、それぞれ次の数値を表すものとする。

l　座屈長さ（単位　ミリメートル）

A　圧縮材の強軸方向の許容応力度を計算する場合にあっては圧縮材の断面積、圧縮材の弱軸方向の許容応力度を計算する場合にあっては圧縮材のうち外層を除いた部分の断面積（単位　平方ミリメートル）

I　圧縮材の強軸方向の許容応力度を計算する場合にあっては圧縮材の断面二次モーメント、圧縮材の弱軸方向の許容応力度を計算する場合にあっては圧縮材のうち外層を除いた部分の断面二次モーメント（単位　ミリメートルの四乗）

Fc　第三第九号イに規定する圧縮に対する基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

ニ　法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた直交集成板（以下ニ及び第二第十八号ニにおいて「認定直交集成板」という。）の繊維方向、認定直交集成板のめりこみ及び認定直交集成板の圧縮材の座屈の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

第二に次の一号を加える。

十八　直交集成板の繊維方向、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の材料強度は、次に掲げるものとする。

イ　直交集成板の繊維方向の材料強度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

材料強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				
圧縮	引張り	曲げ	せん断	
Fc	Ft	Fb	Fs	

この表において、Fc、Ft、Fb及びFsは、それぞれ直交集成板の種類及び品質に応じて第三第九号イからニまでに規定する圧縮、引張り、曲げ及びせん断に対する基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

ロ　直交集成板のめりこみの材料強度は、その表面と加力方向のなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(1)　十度以下の場合　イの表に掲げる圧縮の材料強度の数値

(2)　十度を超え、七十度未満の場合　(1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値

(3)　七十度以上九十度以下の場合　直交集成板の種類及び品質に応じて第三第九号ホに規定するめりこみに対する基準強度の数値

ハ　圧縮材の座屈の材料強度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によって計算した数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

有効細長比	圧縮材の座屈の材料強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
(一)　$\lambda \leqq 30$の場合	Fc
(二)　$30 < \lambda \leqq 100$の場合	$(1.3-0.01\lambda)Fc$
(三)　$100 < \lambda$の場合	$\frac{3{,}000}{\lambda^2}Fc$

この表において、λ及びFcは、それぞれ次の数値を表すものとする。

λ　第一第十九号ハの表に規定する有効細長比

Fc　第三第九号イに規定する圧縮に対する基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

ニ　認定直交集成板の繊維方向、認定直交集成板のめりこみ及び認定直交集成板の圧縮材の座屈の材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。